

食材王国みやぎアンテナコーナー出品事業者募集要領

主催：宮城県農政部食産業振興課

1 事業主旨と目的

首都圏・関西圏・東海地方・九州地方等のより多くの消費者やバイヤーと宮城県産品（以下、「県産品」という）の接点を創出し、県産品製造販売事業者の新規顧客獲得及び販路開拓（拡大）につなげ、同事業者の自立的成長に向けた支援を実施します。

上述地域における既存店舗等の中に県産品アンテナコーナーを設置し、「食材王国みやぎアンテナコーナー」という名称で県産品を販売するに当たり、商品出品等ご参画を希望される事業者を募集します。

★参加メリット一例★

栃木県の有力店舗で、消費者やバイヤーに向けたリアルな販売機会！店舗内イベント実施時は、テスト販売や新商品PRの場として活用できるほか、業界関連バイヤーとの商談チャンスにつながる絶好の機会です。 出品料等無料につきリスク低減！ 今後の首都圏・全国展開の足がかりに！

2 出品募集概要

本事業は、首都圏・関西圏（大阪市内）・東海地方（名古屋市内）・九州地方（福岡市内）その他首都圏等といった全国主要都市の既存店舗等において、「食材王国みやぎアンテナコーナー」を合計5か所以上に設置し、一定期間にわたり県産品を陳列・販売することで、多くの消費者やバイヤーとの接点を創り出します。

★付帯イベント等★

試食販売、PRイベント、サンプル配布等の実施可能となる機会を準備予定！商品認知度向上と販売促進施策による効果最適化を目的とした企画への協力を歓迎！

◆今回の募集内容について 注）今回は以下1か所の設置場所を対象とした募集です。

《販売期間》	令和8年2月19日（木）から令和8年3月24日（火）まで [約1か月間]
《設置場所》	道の駅どまんなかたぬま イベントスペース (〒327-0313 栃木県佐野市吉水町366-2) 配置什器：W1,500サイズ什器 5台程度を展開予定 【常温のみ】 ※今後変更となる可能性があります。 ※酒類は販売不可
《募集商品》	「3 出品募集要件」を満たす事業者により製造販売等された県産品 (全70商品程度) ※申込商品数に上限設定はありません。
《取引条件等》	・棚代 : 無料 ・取引形態 : 買取販売 <u>(買取販売にて実施いたしますので、最小ロットでのご協力をお願いいたします。)</u> ・設置場所への商品送料等 : 出品者負担 ※その他詳細事項は、申込事業者様と事務局で個別商談を実施し、相談・決定を予定
《その他》	消費者及びバイヤーへの魅力発信に訴求をかけるため、試食販売イベントやPRイベント、サンプル配布等の施策へのご協力・ご参画について積極的なご検討をお願いします。 ※具体的実施については別途要相談

3 出品募集要件について

次の要件を全て満たすものとします。

- 1) 宮城県内に事業所を有する法人又は個人であること
- 2) 宮城県産品の生産、製造又は販売を行っていること
- 3) 食品衛生法、食品表示法等、その他関係法令に適合していること、及び製造物責任法（ＰＬ法）に対応した保険に加入していること

4 申込手続・選定等

- 1) 申込書類：別紙の商品出品申込書及び出品希望商品情報シート
※出品商品は、希望商品点数分ご提出をお願いします。
- 2) 申込期限：令和8年1月23日（金）午後3時〆切
- 3) 申込先：申込方法：以下事務局宛に電子メールにてお申込ください。
- 4) 選定等：申請後、提出書類及び個別商談等を踏まえ、審査・選定を実施します。
結果は、当事務局から連絡します。

【事務局・問い合わせ先】

食材王国みやぎアンテナコーナー設置事務局（公益社団法人宮城県物産振興協会担当：三浦）

TEL：022-263-5050（平日午前9時～午後5時：土・日・祝日は除く）

電子メールアドレス：mono@miyagibussan.or.jp

5 その他

1) 販売価格設定について

店頭での商品販売価格の設定は、宮城県内における販売価格を基本としますが、付帯費用等について勘案の上、設定してください。

2) 仕入れ商品代支払日について

各月末日締→翌月末日支払（末日が土日祝祭日の場合は翌営業日支払）

3) 食品表示等について

食品に係る表示、内容量については、出品者の責任において曖昧な表示、誇大な表示、薬事法に抵触する表示は行わず、原料原産国表示、製造年月日、賞味期限、消費期限、アレルギー起因物質表示及び関連する適正な表示をしてください。

4) 商品出品の中止・取消等について

下記一連の損害及び付帯経費は、出品者負担となります。

- ・募集要領等の記載事項及び関連する事項への重大な違反をした場合
- ・未納や大幅な欠品期間の発生等、事務局等へ損害を与えた場合
- ・偽表示関連、異物混入等関連、社会的なモラルに反した行為、公序良俗に反する行為等により営業停止等の行政処分を受けた場合

5) 自己診断カルテについて

出品決定後、「自己診断カルテ」を未提出の場合は、必ず提出してください。
詳細については別紙をご確認ください。

★申込前の相談も歓迎★

「初めての挑戦になるので不安が多い…」「自社のどの商品が向いているか知りたい」等多くの声にも事務局が親身に対応いたします。

あなたの“こだわり”商品を、この機会にもっと多くの方々へ届けてみませんか？たくさんの方々のご参加を心よりお待ちしております！